

ご注意ください

# 除雪に関するお願い

## 道路への雪出し、水路への投雪は危険です！

道路への雪出しは、路面のでこぼこや道幅を狭くする原因になります。ハンドルがとられて事故の原因につながるなど、非常に危険な道路になります。道路交通法違反になる場合がありますので、道路への雪出しはやめましょう！また、水路がつまり水があふれる危険性があるため注意してください。



### 【雪捨て場所】

- ・各家庭、事業所の雪は敷地内で処理するか町指定雪捨て場所に運んでください。
- ・町指定雪捨て場所は、八雲地域は栄町(自衛隊官舎前通り丁字路角)と落部川河川敷(落部橋から山側)、熊石地域は熊石鮎川町(さけます水産試験場道南支場手前)と熊石相沼町(相沼内川河川敷)の計4カ所です(捨てられた雪の中にゴミなどが混入している例がありますのでご注意ください)。

道路への雪出しは法律で禁止されています

道路交通法第76条では、道路における交通の危険や妨害となるおそれがある行為が禁止されており道路交通法施行細則第19条にその禁止行為として「**道路に雪をまき、又は捨てること**」と規定されています。

## 融雪時期における事故等の防止について

例年2月は、屋根の雪の下敷きや、作業中に転落するなど死亡事故が発生しています。事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- ①屋根の雪、氷、つららが道路に落ちるような建物には、丈夫な雪のすべり止めなどを付けるようにしてください。設置後も錆等の老朽化により壊れて落ちる場合もあるので、必ず点検し修繕してください。
- ②屋根の雪、氷等は、気温の上昇や降雨により落ちやすくなりますので、早めに除去し、雪下ろしなどをする場合は、歩行者等に十分に注意してください。
- ③屋根から大量の雪が落ちたときは、すぐに事故がないか点検し、歩行者の通行の支障にならないよう処理してください。

※FF式暖房機や湯沸かし器の吸排気筒の先端が雪に埋められると、不完全燃焼の原因となるので、除雪してください。

### 【屋根の雪おろしをする際には注意を！】

- 複数で行う
  - ・安全確認や万一の際は救助ができるようにする
  - ・一人の場合は家族や近所の人に声をかける
- 安全な服装で
  - ・命綱やヘルメットの着用、動きやすい服装をする
  - ・靴や格子に滑り止めをつけるなどの工夫をする
  - ・滑った場合や雪の急落に備える
- 周囲を確認
  - ・通行人や子供などに十分注意をする
- 晴れの日ほど要注意
  - ・屋根の雪がゆるんでいる

### 【道路の障害物は危険】

車庫前などの道路上に鉄板や木材、縁石などの障害物を置かないでください。除雪作業の障害や除雪車の事故の原因になり危険です。

### 【その他の注意事項】

- 屋根の下を通る時は、「雪」や「つらら」の落下に注意
- 除雪時の体調に注意し、無理な作業はしない。除雪後に汗をかいたら着替える
- 気象情報に注意し、暴風雪や大雪警報が発表されたら、外出を控える
- 携帯電話の携行を忘れない

### 問い合わせ先

- ・建設課管理係 ☎0137-62-2115
- ・熊石総合支所地域振興課 ☎01398-2-3111